

平成21年度第7回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成21年12月22日（火）午前9時30分から午前11時50分まで			
開催場所	平塚市勤労会館 1階 小会議室B			
出席者	委員	三澤委員、赤塚委員、三浦委員、杉本委員、大山委員		
	特定行政庁			
	事務局他	久永まちづくり政策部長、吉野建築指導課長、井上課長代理、金子主査、寺島主任		
欠席	なし			
開催形態	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開	傍聴者 なし
会議録署名委員	三澤委員（会長）、杉本委員			
会議内容	<p>1 開会 会議録署名委員は、杉本委員とすることで了承された。</p> <p>「議案2 審査請求について」は、会議の公開に関する指針の規定に基づき、非公開とすることが確認された。</p> <p>2 議事 (1) 議案1 審査請求について</p> <p>ア 平塚市黒部丘における確認処分の取り消しを求める審査請求の裁決書（案）について</p> <p>資料に基づき、事務局から、第6回平塚市建築審査会以降の経緯について報告があった。</p>			

反論書（４）（西工区）における建築面積及び延べ面積の記載及び反論書（４）（西工区及び東工区）における日影制限に関し、処分を取り消すべき違法性の有無について審議した。

裁決書案（西工区及び東工区）の詳細について検討した。審査請求人適格に関し、適格基準の採用理由に係る表現及び法律構成の説明の簡略化、請求理由「一敷地一建築物違反」に関し、構造上、外観上及び機能上の観点からの検討結果の表現の整理、請求理由「出入口のない駐車場は利用形態の欠陥」に関し、出入口に係る本件処分に先立つ開発許可と本件確認処分との関係の表現の明確化等について、調整を行った。

両審査請求について、行政不服審査法第４０条に基づく裁決を行い、両審査請求の一部の請求については却下とし、その他の請求については棄却とすることと決定した。

今回の審議を踏まえ修正した裁決書案（西工区及び東工区）について、各委員の確認を経たうえ、決裁することとした。

本日をもって、本件の審議を終了することとした。

3 その他

次回開催日程は、後日事務局にて調整し、決定することとなった。

4 閉会